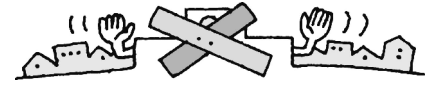


# インフルエンザ出席停止期間基準表

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで



		発症日 (0日)	発症日 (1日)	発症日 (2日)	発症日 (3日)	発症日 (4日)	発症日 (5日)	発症した後5日を経過		
基準		月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

\* インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。発症した日(0日)からかぞえると、6日間の出席停止が必要です。また解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。ただし、病状により、医師が感染のおそれがないと認めた場合には、この限りではありません。

\* 発症日(当日0日)は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザの症状(38度程度の発熱等)が始まった日です。病院受診時に医師に発症日の確認をすることが必要です。出席停止期間をしっかりと守り、インフルエンザの蔓延を防ぎましょう。